

意見書

この定例会では、次の意見書案2件を原案のとおり可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員給与費の義務教育費国庫負担制度の維持に係わる意見書

義務教育費国庫負担制度については、まず昭和60年度予算において旅費・教材費に対する国庫負担を一般財源化して以来、年々その削減項目を増大させており、平成16年度予算においては、義務教育費国庫負担制度における国と地方の役割分担を見直すとして学校事務職員・栄養職員の給与費に対する国庫負担の廃止を検討しているとのことである。

義務教育に対する国庫負担制度は、教育の水準維持と機会均等及び地方財政の安定のため、国が財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、この国庫負担を廃止することは義務教育行政の円滑な推進に重大な影響を及ぼすものである。

よって、政府においては、義務教育の水準確保と地方教育行政の安定をはかるため、学校事務職員・栄養職員給与費の義務教育費国庫負担制度を維持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 ○内閣総理大臣 ○財務大臣
○文部科学大臣 ○総務大臣

出資法上限金利の引き下げを求める意見書

商工ローンが社会問題化したことを契機に、平成12年6月から出資法の上限金利が年40.004%から年29.2%に引き下げられた。しかし、銀行の普通預金の金利が年0.001%という超低金利時代に2万9200倍に相当する出資法の金利は、まだ明らかに高すぎるといわざるを得ない状態である。

また、出資法は、原則として年29.2%を超える利息の徴収に対して刑事罰を科しているが、利息制限法の制限利率15%から20%という刑事罰対象利率との間に狭間ができてしまっている。このように民事上無効だが、刑事罰の対象にならないという、あいまいな領域、グレーゾーンがあるために、多くの問題を引き起こす原因となっている。

従って、出資法第5条に定める利率は、利息制限法と同一の利率とし、同法の制限利率を超える金利の支払いについては、民事上無効とするとともに、刑事罰の対象にもするという統一的な処置を行う必要があると考えている。

よって、国におかれては、次の事項を早急に講じるよう強く要望する。

記

1. 出資の受け入れ、預り金及び金利等の取り締まりに関する法律(出資法)の上限金利を利息制限法の制限利率まで引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長
○内閣総理大臣 ○総務大臣
○法務大臣 ○財務大臣

お知らせ

議員の年賀状・寄附等は法律で禁止されています。

公職選挙法により、議員は次のことが禁止されています。市民の皆さんのご理解をお願いします。

- ◎年賀状等のあいさつ状を出すこと。
(答礼のための自筆のものは除きます)
- ◎寄附をすること。
- ◎本人が出席しない慶弔に祝儀や香典を出すこと。

◆次回定例会の開催予定は12月5日(金)です。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部(要旨)を掲載しています。

詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。平成15年第2回定例会の会議録は、12月上旬からご覧いただけます。

なお、会議録は桐生市ホームページでもご覧いただけます。

再生紙を使用しています。

第2回臨時会

平成十五年第二回臨時会が、八月二十日に招集され、二十一日までの二日間の会期で開かれました。
この臨時会では、桐生市、太田市、尾島町、新田町の二市二町により、合併による新市の建設に関する基本的な計画その他合併に関する協議を行うため、東毛地域合併協議会の設置についての議案のほか、二案件の審議を行い、それぞれ原案可決及び承認をしました。



(太田市役所)